

## ポートアイランド処理場改築に伴う事業者選定支援他業務仕様書

### 1. 事業目的と概要

ポートアイランド処理場においては、既存施設の老朽化対策および耐震性の確保を目的とした改築更新が必要な状況となっている。本業務では、処理場の改築を進めるにあたり維持管理も含めた一括発注方式（以下「DBO方式」という）による、事業者選定のための公告資料等作成や選定委員会の運営支援等、事業者選定支援業務を行う。また、事業者選定に必要な基本設計を行う。

### 2. ポートアイランド処理場の諸元

#### (1) 処理場の概要

昭和 55 年に供用を開始したポートアイランド処理場は、供用開始から 40 年が経過し、現在稼働中の 1 系水処理施設では、標準耐用年数を大きく超過した設備の老朽化が進み、改築が必要な時期を迎えている。また、1 系水処理施設は旧耐震基準に基づき建設された施設であり、耐震性の確保が求められている上に、施設の不等沈下がある。

一方、ポートアイランド 2 期側用地には、将来の処理水量の増加を見込んで土木建築躯体（2 系水処理施設）が建設されている。

なお、維持管理については、平成 20 年度よりレベル 2（※）の包括的民間委託を行っている。

（※）「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン、国土交通省」でいう性能発注のレベル（以下、同様）。

#### (2) 計画汚水量と処理能力

計画汚水量は、今後、令和 9 年度をピークとして 13,300 (m<sup>3</sup>/日最大) まで漸増し、その後、減少していく見込みである。一方、現在稼働中の 1 系水処理施設の能力は、11,800 (m<sup>3</sup>/日最大) であり、今後増加していく計画汚水量に対応できないため、2 系水処理施設を活用して、能力増強を含めた改築を行う。

施設名	処理能力(m <sup>3</sup> /日最大)	処理方式
1 系水処理施設（既設）	11,800	嫌気無酸素好気法＋砂ろ過
2 系水処理施設（新設）	13,300(計画汚水量)	当業務の基本設計により決定

※ 1 系水処理施設（既設）で発生した汚泥は、東灘処理場に圧送し処理。

### 3. 業務内容

#### (1) 基本設計（別紙 2「基本設計業務仕様書」参照）

#### (2) 事業者選定支援業務

##### ① 事業条件の整理、設定

(ア) 既存の検討資料及び基本設計の成果をもとに、改築事業の内容を再度精査し、事業実施にあたっての制約条件等を整理する。また、事業方針や事業スキームについても精査する。

(イ)改築や運営・維持管理に係る諸資料を整理し、要求水準書作成のための諸仕様をまとめる。

(ウ)事業にあたってのリスクを抽出し、官民の適切な役割分担を整理する。

## ②VFMの算出、精査

(ア)既存の検討資料のVFMを精査した上で、基本設計の成果をもとに、事業全体（第1期～第3期計画）のVFMを算出する。

(イ)算出したVFMについて、その内容を検討・分析・評価する。

## ③実施方針（案）の作成

(ア)①、②の結果を踏まえ、実施方針（案）を作成する。

(イ)公表する実施方針に対する事業者からの質問・意見をとりまとめ、事業者への回答（案）を作成する。また、必要に応じて実施方針の内容を修正する。

## ④要求水準書（案）の作成

(ア)①、②の結果を踏まえ、要求水準書（案）を作成する。

(イ)公表する要求水準書に対する事業者からの質問・意見をとりまとめ、事業者への回答（案）を作成する。また、必要に応じて要求水準書の内容を修正する。

(ウ)モニタリング手法等の検討を行う。

## ⑤事業者選定方法の検討

(ア)事業者選定のための入札方法や、評価方法の検討を行う。

(イ)事業者の選定・契約までの詳細スケジュールの検討を行う。

## ⑥事業者の募集・選定等に関わる支援

(ア)事業者の募集に必要な、「募集要綱（案）」「入札公告（案）」「入札説明書（案）」「実施要綱（案）」「落札者決定基準（案）」「提案様式集（案）」を作成する。

(イ)公表する募集要項等に対する事業者からの質問・意見をとりまとめ、事業者への回答（案）を作成する。

(ウ)事業者から提出された見積書等をもとに、予定価格の算定支援を行う。

(エ)事業者との競争的対話・技術対話に同席し、対話の支援や事業者意見のとりまとめ等を行う。

(オ)事業者の参加資格の有無について、審査を行うための支援を行う。

(カ)事業者から提出された提案書の内容について整理し、要求水準を満足しているか等の精査を行うとともに、提案内容について事業者への確認が必要な事項を抽出し整理する。また、提案内容の総合評価を実施するための支援を行う。

## ⑦各種契約書（案）の作成

(ア)事業者との契約に必要な、「基本協定書（案）」「基本契約書（案）」「工事請負契約書（案）」「維持管理運営委託契約書（案）」「設計等支援業務委託契約書（案）」の作成を行う。

#### ⑧事業契約締結等の支援

(ア)選定された事業者との契約締結交渉や手続きに関する支援を行う。

#### ⑨選定委員会に係る支援

(ア)事業者選定に関連して開催される委員会に関する支援（資料作成、議事録作成、公表資料作成等）を行う。

### 4. 業務履行にあたっての留意事項

本業務の履行にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 常に本市担当職員との連携を密にして業務にあたるものとする。
- (2) 業務の進捗状況については、本市担当職員の指示により適宜報告するものとする。
- (3) 業務委託仕様書に疑義が生じた場合は、本市担当職員と十分に協議するものとする。

### 5. 遵守すべき法令等

本業務の遂行に際しては、下水道法や民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）などの関連する法令、条例、規程、要綱等を遵守するとともに、神戸市 PFI 等指針などの各種指針、基準等についても適宜参考にするものとする。

なお、適用法令及び適用基準は、各業務着手時の最新版を遵守するものとする。

### 6. 成果品の提出

受託者は、委託期間終了までに報告書（A4 版縦型、横書き、左綴じ、製本）3 部、電子媒体に記録された報告書 1 部及び市職員に向けた概要説明資料 3 部を提出すること。

### 7. 既存の検討資料

本業務の契約締結後、別紙 6 に定める既存の検討資料等を提供する。